

久留米シティプラザ施設保安警備業務委託に係る質問に対する回答

Nº	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	公告	4	6(1)	<p>6 入札保証金及び契約保証金に関する事項</p> <p>(1)入札保証金</p> <p>入札までに、規則第6条に基づき、入札金額(入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の入札保証金を納めること。</p> <p>ただし、久留米市金銭会計規則(昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。)</p> <p>第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。</p> <p>また、規則第7条に該当する場合は、減免する。</p> <p>入札保証金を現金(小切手を含む。)で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。</p> <p>入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。</p> <p>・久留米市金銭会計規則を読みましたが、わかりませんでした。(特に赤字の箇所です。)</p> <p>・当社は、登録業者名簿 人的警備で登録されております。</p> <p>減免対象になるのでしょうか？</p>	久留米市金銭会計規則ではなく、久留米市契約事務規則第7条により、減免については判断いたします。